



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2024/04/03  
SDS整理番号 01341150

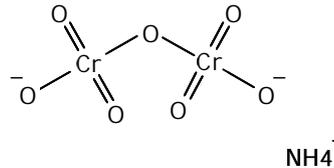
製品等のコード : 0134-1150

製品等の名称 : ニクロム酸アンモニウム (重クロム酸アンモニウム)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。) クロムなめし、黄鉛などクロム酸系顔料の原料、染料・染色 (反応性染料の原料及び媒染剤)、有機合成の酸化剤・触媒、金属表面処理 (クロメート処理金属着色)、防錆剤など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性  
可燃性固体 : 区分に該当しない  
自然発火性固体 : 区分に該当しない  
水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

酸化性固体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分2  
急性毒性 (経皮) : 区分3  
急性毒性 (粉塵) : 区分2  
皮膚腐食性/刺激性 : 区分1  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1  
呼吸器感作性 : 区分1  
皮膚感作性 : 区分1  
生殖細胞変異原性 : 区分1B  
発がん性 : 区分1A  
生殖毒性 : 区分1B  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分1 (中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、  
肝臓、腎臓)  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分1 (呼吸器)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

火災助長のおそれ: 酸化性物質  
飲み込むと生命に危険 (経口)  
皮膚に接触すると有毒 (経皮)  
吸入すると生命に危険 (粉じん)  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷

吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ  
 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ  
 遺伝性疾患のおそれ  
 発がんのおそれ  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
 中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓の障害  
 長期又は反復暴露による呼吸器の障害

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
 容器を接地すること、アースをとること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせない。直ちに医師に連絡すること。  
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。直ちに医師に連絡する。  
 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。  
 眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。  
 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。  
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	:	化学物質
化学名	:	ニクロム酸アンモニウム (別名) 重クロム酸アンモニウム、ニクロム酸ジアンモニウム、 重クロム酸ジアンモニウム、 ヘプタオキシドニクロム酸二アンモニウム (英名) Ammonium dichromate (EC名称)、 Ammonium bichromate、 Dichromic acid diammonium salt、 Diammonium heptaoxidodichromate、 Chromic acid (H2Cr207), ammonium salt (1:2) (TSCA名称)
成分及び含有量	:	ニクロム酸アンモニウム、 99.0%以上 クロム(Cr)含量 = $99.0 \times 2 \times 51.9961 / 252.06 = 40.8\%$ 本品は、「六価クロム化合物」に該当する。
化学式及び構造式	:	(NH4)2Cr207、 Cr2H8N207、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	252.06
官報公示整理番号	化審法	(1)-273 「重クロム酸アンモニウム」
	安衛法	公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	:	7789-09-5
EC No.	:	232-143-1
REACH: 高懸念物質(SVHC)	:	Ammonium dichromate(Authorisation List)
韓国: 有害化学物質管理法	:	取扱制限物質「Ammonium dichromate」(KE-01653)
危険有害成分	:	ニクロム酸アンモニウム

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 直ちに医師に連絡する。  
直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。  
被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。  
呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横向きにする。  
呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合には衣服を緩め、呼吸  
気道を確保した上で人工呼吸（または酸素吸入）を行なう。  
呼吸に関する症状が出た時は、医師に連絡する。  
気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡する。  
直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。  
皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。  
洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。  
皮膚刺激または発疹が生じた時は医師の手当を受ける。  
汚染された作業衣は作業場から出さない。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 目に入った場合 : 直ちに医師に連絡する。  
直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから  
ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水  
で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。  
まぶたを親指と人さし指で上げ目を全方向に動かし、眼球、まぶたの  
隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。  
次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、  
洗浄を続ける。  
眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。  
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。  
眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の  
診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。  
口をすすぎ、うがいをする。吐かせてはいけない。  
吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。  
直に牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。  
牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。  
嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させ  
る。嘔吐後、再び水を飲ませる。  
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管  
への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流  
を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や  
かに医師の診察を受ける。  
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :  
吸入 : 灼熱感、咽頭痛、咳、喘鳴、息苦しさ  
皮膚 : 発赤、痛み、皮膚熱傷  
眼 : 発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷  
経口摂取 : 吐き気、嘔吐、腹痛、灼熱感、下痢、ショック/虚脱

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 大量の水が有効。  
不燃性であるが、可燃物の燃焼を助長する。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（腐食性を有するため、また本品が環境へ拡散し、  
環境汚染を引き起こすおそれがあるため。）
- 特有の危険有害性 : 火災中に熱分解し、刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生する可能性  
がある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
6価クロム化合物のため、消火水は環境汚染を引き起こすおそれがある。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用  
する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。

- 回収、中和 : 火気厳禁とし、漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。  
 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。  
 漏洩場所の後処理として、還元剤（硫酸第一鉄等）の水溶液を散布し、ソーダ灰などのアルカリ溶液で中和し、多量の水で洗い流す。  
 発火することがあるので、漏洩物をおがく、紙、その他の可燃性物質に吸収させてはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
 粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
 粉じんの堆積を防止する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざける。禁煙。
- 接触回避 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 保管  
 技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。  
 保管場所は、採光と換気装置を設置する。
- 保管条件 : 直射日光や高温多湿を避けて保管する。  
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。  
 酸化性を有するので、可燃性物質と離して保管する。  
 熱から離して保管する。  
 還元性物質と離して保管する。  
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。  
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。  
 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
- 混触危険物質 : 還元性物質、可燃性物質  
 容器包装材料 : ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 0.05mg/m3（六価クロムとして）  
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）:  
 日本産衛学会 0.05mg/m3（クロムとして、六価クロム化合物）  
 ACGIH TLV-TWA 0.05mg/m3（六価クロムとして）
- 設備対策 : 作業場には囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。  
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- 保護具  
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（防じんマスク、送気マスク又は空気呼吸器等）を着用する。  
 手の保護具 : 保護手袋（塩化ビニル製など）を着用する。  
 目の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。  
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

取扱い後はよく手を洗う。  
作業衣を家に持ち帰ってはならない。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 結晶又は結晶性粉末
性状	: 黄みの赤～暗い赤色
色	: 無臭
臭い	: 弱酸性 (水溶液)
pH	: 分解 (185 )
融点	: データなし
凝固点	: 分解
沸点	: データなし
引火点	: 不燃性 (ただし、熱分解により酸素を放出し燃焼を促進する)
可燃性	: データなし
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対ガス密度 (空気 = 1)	: データなし
密度又は相対密度	: 2.15 g/cm3
比重	: データなし
溶解度	: 水に溶けやすい (36g/100mL、20 )。 エタノールにやや溶けやすく、アセトン、エーテルに溶けにくい。
オクタノール/水分係数	: データなし
発火点	: データなし
分解温度	: 185
粘度	: データなし
動粘度	: データなし
粒子特性	: データなし
GHS分類	
可燃性固体	: 国連分類UN1439 クラス5.1 PGIIに分類されているので上位のクラス4.1には該当しないことから、区分に該当しないとした。
自然発火性固体	: 発火点が185 であり、常温で発火しないと考えられることから、区分に該当しないとした。
水反応可燃性化学品	: 水溶解度36g/100mL (20 ) (ICSC (2013)) というデータが得られており、水に対して安定である (水との混触で可燃性ガスの発生がない) と考えられるので、区分に該当しないとした。
酸化性固体	: 物質固有の国連番号 (1439) によりUNRTDGが5.1、IIに分類されており、区分2とした。 火災助長のおそれ: 酸化性物質 (区分2)

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)	: 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応し、発火する危険性がある。 有機溶媒と混触すると、激しく反応する。 加熱すると、爆発することがある。 185 以上の高温で分解して窒素ガスを放出する。 (NH4)2Cr2O7 → Cr2O3 + N2 + 4H2O
避けるべき条件	: 高熱、火気衝撃、日光
混触危険物質	: 可燃性物質、還元性物質
危険有害な分解生成物	: 火災で加熱されると、有害なクロムヒューム、窒素酸化物が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 48 mg/kg (雌) (EU-RAR(2005)) 飲み込むと生命に危険 (経口) (区分2) 経皮 ウサギ LD50 = 763 mg/kg (ATSDR (2012))。 皮膚に接触すると有毒 (経皮) (区分3) 吸入 (蒸気) 区分に該当しない。 吸入 (粉じん) ラット LC50(4hr) = 0.2 mg/L (EU-RAR(2005)) 吸入すると生命に危険 (粉じん) (区分2)
皮膚腐食性/刺激性	: ヒトの皮膚に対して腐食性を示す (ICSC(J)(2005))、皮膚への接触により深部潰瘍を生じる (SITTIG(4th, 2002)) との記述があり、EUリスク警句でも「C; R34 (熱傷を生じる)」と分類されていることから、区分1とした。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 (区分1)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ヒトの眼に対して腐食性を示す (ICSC(J)(2005))、失明の可能性を伴う重篤な障害を与える (SITTIG(4th, 2002), HSF5(1986)) との記述

呼吸器感受性	<p>があり、皮膚腐食性でも区分1と分類されていることから、区分1とした。                  重篤な眼の損傷 (区分1)                  : 本物質は、ヒトへの反復または長期の吸入により喘息を起こすことがある (ICSC(J)(2005)) ことに加え、EUリスク警句では「R42 (吸入により感作を引き起こすことがある)」に分類されている。また、日本産業衛生学会では、クロム及びクロム化合物を「第2群 (人間に対しておそらく感受性があると考えられる物質)」、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会ではクロムを呼吸器感受性がある物質に分類していることから、本物質は呼吸器感受性を有すると考えられ、区分1とした。</p>
皮膚感受性	<p>吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ (区分1)                  : 本物質は、ヒトへの反復または長期の接触により、皮膚が感作されることがある (ICSC(J)(2005)) ことに加え、本物質への職業暴露による皮膚感受性の報告がある (IUCLID(2000))。またEUリスク警句では「R43 (皮膚接触により感作を引き起こすことがある)」に分類されている。さらに、DFGでは六価のクロム化合物を「Sh (皮膚感作の危険性)」、日本産業学会ではクロム及びクロム化合物を「第1群 (人間に対して明らかに感受性がある物質)」に分類していることから、本物質は皮膚感受性を有すると考えられ、区分1とした。</p>
生殖細胞変異原性	<p>アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ (区分1)                  : 本物質のデータは、in vitro変異原性試験 (Ames試験) における陽性結果 (EHC 61 (1988)) のみであるが、水溶性Cr (VI) はin vivo生殖細胞変異原性を有する (EU-RAR (2005)) との評価がされている。従って、水溶性Cr (VI) である本物質にEU-RAR (2005) の評価を適用し、区分1Bとした。</p>
発がん性	<p>遺伝性疾患のおそれ (区分1B)                  : 六価のクロム化合物として、NTP(2005)でK (Chromium hexavalent (VI) compoundsとして)、IARC(1990)でgroup 1 (Chromium (VI)として)、EPA(1986)でA (Chromium (VI), Inhalation routeとして)と分類されていることから、区分1Aとした。</p>
生殖毒性	<p>発がんのおそれ (区分1A)                  : 本物質についてのデータはない。                  しかし、クロム (VI) の生殖毒性については、本物質と同様に水溶性であるニクロム酸カリウム (CAS : 7778-50-9)、クロム酸カリウム (CAS : 7789-00-6) では区分1Bに分類される。従って、本物質についても区分1Bとした。                  生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (区分1B)</p>
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	<p>: 本物質のデータは少ない。                  ヒトの経口経路で、本物質摂取 (量は不明) により、悪心、重度の脱水、不規則呼吸、努力呼吸、口・咽頭の腐食性火傷、嘔吐、吐物中の血液、出血性下痢、小腸の出血がみられている (ATSDR (2012))。実験動物では、ラットの物質55 mg/kgの経口投与で、胃腸管粘膜の腐食、肺うっ血、ウサギの336-763 mg/kg 経皮適用で自発運動抑制、下痢、皮膚壊死、痂皮形成、皮膚浮腫・紅斑、ラットの0.029-0.045 mg/L吸入ばく露で気道刺激性、呼吸器障害がみられている (ATSDR (2012)、CICAD 78 (2013))。実験動物でみられた知見はいずれも区分1の範囲の用量であった。6価クロム化合物によるヒト吸入ばく露で、気道刺激性、気道の炎症、鼻、胸の痛み、咳、呼吸困難、チアノーゼ、腎臓障害、ヒト経口ばく露で、嘔吐、下痢、胃腸管出血、肝臓壊死、腎臓の腎尿管壊死、ヒトの高用量の偶発的又は意図的な摂取事例で、呼吸器、心血管、消化器、血液、肝臓、腎臓、神経学的に重度の影響が報告されている (ACGIH (7th, 2001)、CICAD 78 (2013)、EHC 61 (1988)、EU-RAR (2005)、ATSDR (2012))。本物質は6価クロム化合物であり、6価クロム化合物の毒性知見を本物質の分類に使用可能と考えられる。消化管の所見については、局所刺激の影響として採用しなかった。以上より、区分1 (中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓) とした。                  中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓の障害 (区分1)</p>
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	<p>: 本物質への反復ばく露影響が明らかな報告はヒト、実験動物ともない。                  しかし、本物質を含む一連の6価クロム化合物の有害性評価において、職業的に6価クロムにばく露されたヒトでは、呼吸器と眼に刺激性を生じその結果、鼻中隔に潰瘍・穿孔を生じるおそれがある (CICAD 78 (2013)) との記述があり、本物質も他の6価クロム化合物と同様に区分1 (呼吸器) に分類した。</p>
誤えん有害性	<p>長期または反復ばく露による呼吸器の障害 (区分1)                  : 分類できない。</p>

## 12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性) :	分類できない。 ただし、水生生物に対し、有毒のおそれがある。
水生環境有害性 長期(慢性) :	分類できない。 ただし、6価クロム化合物のため水生環境中で長期にわたる影響を及ぼすおそれがある。
残留性・分解性 :	データなし
生物蓄積性 :	データなし
土壌中の移動性 :	データなし
オゾン層への有害性 :	本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 :	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 本品は、特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考)沈殿隔離法 希硫酸に溶解し、クロム酸を遊離させる。さらに、過剰の還元剤水溶液(硫酸第一鉄等)を添加して還元させた後、ソーダ灰等を加えて、水酸化クロムを沈殿させる。これをろ過分取し、溶出試験を行い、溶出量が基準以下であることを確認して埋立て処分する。 (注)還元する時は、pHを3.0以下とし、十分に時間(15分以上)をかける。また、コンクリートで固化してはいけない(pH8.5を越えると、水酸化クロムが溶け出し、その一部が六価クロムに戻るため)。
汚染容器及び包装 :	内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 141

## 国際規制

海上規制情報 (IMDGコードの規定に従う)

UN No.	: 1439
Proper Shipping Name	: AMMONIUM DICHROMATE
Class	: 5.1 (酸化性物質)
Sub risk	: -
Packing Group	: II
Marine Pollutant	: No (非該当)
Limited Quantity	: 1kg

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No.	: 1439
Proper Shipping Name	: Ammonium dichromate
Class	: 5.1
Sub risk	: -
Packing Group	: II

## 国内規制

陸上規制情報 (消防法、毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号	: 1439
品名	: 重クロム酸アンモニウム
クラス	: 5.1
副次危険	: -
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 非該当

MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類	: 非該当
少量危険物許容量	: 1kg
航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)	
国連番号	: 1439
品名	: 重クロム酸アンモニウム
クラス	: 5.1
副次危険等級	: -
少量輸送許容量	: 2.5kg
特別の安全対策	: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム及びその化合物(重クロム酸塩)」、対象重量%は 0.1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム及びその化合物」、対象重量%は 0.1) (別表第9) 特定化学物質等 第二類物質 管理第二類物質 特別管理物質 「重クロム酸及びその塩」 (特定化学物質等障害予防規則) 作業環境評価基準 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 ・特化則等の特別規則「重クロム酸及びその塩、対象重量%は 1」 (安衛則第594条の2)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	: 種別 「特定第1種指定化学物質」 政令番号 「1-112」〔ただし、R5年3月31日まで「1-88」〕 管理番号 「88」 政令名称 「六価クロム化合物」
消防法	: 危険物第1類、重クロム酸塩類(第3種酸化性固体)、危険等級 指定数量1000kg
毒物及び劇物取締法	: 劇物「重クロム酸塩類及びこれを含む製剤」、包装等級
船舶安全法	: 酸化性物質
航空法	: 酸化性物質
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の49) 「クロム及びその化合物(*優先取組物質は「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」)」
水質汚濁防止法	: 有害物質(施行令第2条) 「六価クロム化合物」 〔排水基準〕0.2mg/L (Cr(VI)) (令和6年4月1日から) 「アンモニウム化合物」 〔排水基準〕100mg/L (アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量) (注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合はそれに従うこと。
土壌汚染対策法	: 第2種特定有害物質(政令第1条第2号) 「六価クロム化合物」〔溶出量基準値〕0.05mg/L(Cr(VI)) 〔含有量基準値〕250mg/kg(Cr(VI))
輸出貿易管理令	: キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード: 2841.50 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2024年1月版): 2841.50-000

「オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩  
 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩」  
 ・ 輸入統計番号 (2024年4月1日版): 2841.50-000  
 「オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩  
 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。